

リスク管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、株式会社フェアワーク（以下、当社という。）におけるリスク管理に関して必要な事項を定め、もってリスクの防止及び当社の損失の最小化を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程の適用範囲は、当社の役員、正社員、臨時社員、派遣社員等の全従業員（以下、役職員という。）とする。

(定義)

第3条 この規程において「リスク」とは、当法人に物理的、経済的若しくは信用上の損失又は不利益を生じさせるすべての可能性を、また「具体的リスク」とは、リスクが具現化した事象を指し、次の事象等をいう。

- (1)信用の危機不全な事業活動や欠陥のある情報の提供等によるイメージの低下
- (2)財政上の危機収入の減少、費用の増大や資金の運用の失敗等による財政の悪化
- (3)人的危機労使関係の悪化や役員間の内紛や代表者の承継問題等
- (4)外部からの危機自然災害や事故、インフルエンザ等の感染症及び反社会的勢力からの不法な攻撃等
- (5)その他上記に準ずる緊急事態

2 前項の具体的リスクのうち、情報システムに係るものについては、別途定める「個人情報保護規程」によるものとする。

第2章 役職員の責務

(代表取締役)

第4条 代表取締役は、リスク管理を経営の基本方針の1つとし、リスク管理体制の整備及び維持向上に努める。

(役職員)

第5条 役職員は、業務の遂行に当たって、法令、定款及び当法人の定める規程など、リスク管理に関するルールを遵守しなければならない。

(リスクに関する措置)

第6条 役職員は、業務の遂行に当たって、具体的リスクを積極的に予見し、適切に評価するとともに、当社にとって最小のコストで最良の結果が得られるよう、その回避、軽減及び移転その他必要な措置を事前に講じなければならない。

2 役職員は、業務上の意思決定を求めるに当たっては、上位者に対し当該業務において予見される具体的リスクを進んで明らかにするとともに、これを処理するための措置について具申しなければならない。

(具体的リスク発生時の対応)

第7条 役職員は、具体的リスクが発生した場合には、これに伴い生じる当法人の損失又は不利益を最小化するため、必要と認められる範囲内の初期対応を十分な注意をもって行う。

2 役職員は、具体的リスク発生後、速やかに上位者に必要な報告をするとともに、その後の処理については、上位者の指示に従い、関係する役職員と協議を行う。

3 役職員は、具体的リスクに起因する新たなリスクに備え、前条の措置を講ずる。

(具体的リスクの処理後の報告)

第8条 役職員は、具体的リスクの処理が完了した場合には、処理の経過及び結果について記録を作成し、代表取締役役に報告しなければならない。

(クレームなどへの対応)

第9条 役職員は、口頭又は文書により会員・取引先・顧客などからクレーム・異議などを受けた場合には、それらが重大な具体的リスクにつながるおそれがあることを意識し、直ちに上位者に報告し、指示を受ける。

2 上位者は、クレーム・異議などの重要度を判断し、関係する役職員と協議の上、対応しなければならない。

(対外文書の作成)

第10条 役職員は、対外文書の作成については常にリスク管理を意識し、上位者の指

示に従うとともに、その内容が第3条第1項第1号の信用の危機を招くものでないことを確認しなければならない。

(守秘義務)

第11条 役職員は、この規程に基づく当法人のリスク管理に関する計画・システム・措置などを立案・実施する過程において知り得た当法人及びその他の関係者に関する秘密については、社内外を問わず漏えいしてはならない。

第3章 緊急事態への対応

(緊急事態への対応)

第13条 第3条第1項第4号の外部からの危機による具体的リスク等が発生し、当社をあげた対応が必要である場合（以下、緊急事態という。）は、代表取締役をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとるものとする。

(緊急事態の範囲)

第14条 この規程において緊急事態とは、次に掲げる事件によって、当社及びその事業所、又は役職員等にもたらされた急迫の事態をいう。

- (1)自然災害、地震、風水害などの災害
- (2)事故 次に掲げるものをいう。
 1. 爆発、火災、建物倒壊等の重大な事故
 2. 当社の事業に起因する重大な事故
 3. 役職員にかかる重大な人身事故
- (3)インフルエンザ等の感染症
- (4)犯罪 次に掲げるものをいう。
 1. 建物の爆破及び放火、社員の誘拐、脅迫等外部からの不法な攻撃
 2. 役職員による背任、暴力行為、横領、情報漏洩等の不祥事
- (5) 当社の法令違反に伴う官公庁による立入検査
- (6)その他(1)から(5)までに準ずる事件

(緊急事態の通報)

第15条 緊急事態の発生を認知した社員は、速やかに、所定の通報先に通報しなけれ

ばならない。

2 前項の通報は、原則として、次に掲げる経路によって行うものとする。

経路： 緊急事態発生時の認知者＜役職員（常勤、臨時）＞ → 代表取締役

3 通報に当たっては、迅速さを優先する。通報には原則電話を使用する。もし電話が繋がらない状況であれば、メール等の手段で通報し、その後通報が到達したかどうかを必ず確認する。

4 通報は、随時中間報告を行うものとする。

（情報管理）

第 16 条 緊急事態発生時の通報を受けた代表取締役は、情報管理上の適切な指示を行う。

（通報者の保護等）

第 17 条 通報者は必ず実名でなくてはならない。匿名の通報は受け取らない。但し、当社は、通報者の同意がある場合を除き、通報者を特定する情報（以下、通報者情報という。）を第三者に開示せず、相談・通報に関するすべての情報を厳正に管理し、通報者が相談・通報したことにより、不利益を被ることが決してないよう、対処しなければならない。

（緊急事態発生時の対応の基本方針）

第 18 条 役職員は、第 14 条で定めた緊急事態が発生した場合は、以下に定めるところにより対応することとする。ただし、次条に規定する緊急対策本部を設置する場合は、当該緊急対策本部の指示に従い、対応するものとする。

緊急事態発生時には、事務局長の指揮の下、次の各号に定める基本方針に従い、対応することとする。

ただし、次条に定める緊急対策本部が設置される場合は、同室の指示に従い、協力して対応することとする。

(1) 自然災害、地震、風水害などの災害

① 人命救助を最優先とする。

② 必要に応じて、官公署へ連絡する。

③ 自然災害対策の強化を図る。

(2)事故

①爆発、火災、建物倒壊等の重大事故

- ・人命救助を最優先とする。
- ・必要に応じて、官公庁へ連絡する。
- ・事故の再発防止を図る。

②当社の事業に起因する重大事故

- ・顧客、関係者の安全を優先とする。
- ・必要に応じて、官公庁へ連絡する。
- ・事故の再発防止を図る。

③役職員にかかる重大な人身事故

- ・人命救助を最優先とする。
- ・必要に応じて、官公庁へ連絡する。
- ・事故の再発防止を図る。

(3)インフルエンザ等の感染症

- ・人命救助と伝染防止を最優先とする。
- ・必要に応じて、官公庁へ連絡する。
- ・予防及び再発防止を図る。

(4)犯罪

①建物の爆破及び放火、社員の誘拐、脅迫等外部からの不法な攻撃

- ・人命救助を最優先とする。
- ・不当な要求に屈せず、警察署と連携して対処する。
- ・予防対策の強化を図る。

②役職員による背任、暴力行為、横領、情報漏洩等の不祥事

- ・真実を明らかにする。
- ・必要に応じて、官公庁へ連絡する。
- ・再発防止を図る。

(5) 当社の法令違反に伴う官公庁による立入検査

- ・真実を明らかにする。
- ・再発防止を図る。

(6)その他(1)から(5)までに準ずる事件

- ・緊急事態に応じた対応を行う。

(緊急対策本部の設置)

第 19 条 代表取締役は、重大と認める緊急事態が発生した場合又はその発生が予測される場合は、緊急対策本部を設置するものとする。

2. 緊急対策本部の組織は、次のとおりとする。

- (1) リスク管理統括責任者 代表取締役
- (2) 役職員 リスク管理統括責任者が指名する役職員

(緊急対策本部の実施事項)

第 20 条 緊急対策本部の実施事項は、次のとおりとする。

- (1)情報の収集・確認・分析
- (2)応急処置の決定・指示
- (3)原因の究明及び対策基本方針の決定
- (4)対外広報、対外連絡の内容、時期、窓口、方法の決定
- (5)対社内連絡の内容、時期、方法の決定
- (6)緊急対策本部からの指示、連絡ができないときの代替措置の決定
- (7)対策実施上の分担等の決定、及び対策実行の指示並びに実行の確認
- (8)その他、必要事項の決定

(役職員への指示・命令)

第 21 条 緊急対策本部は、緊急事態を解決するに当たって、必要と認められるときは、役職員に対して一定の行動を指示・命令することができる。

2 役職員は、緊急対策本部から指示・命令が出されたときは、その指示・命令に従って行動しなければならない。

(調査チームの設置)

第 22 条 緊急対策本部は、原因究明と再発防止のため、関係する役職員、外部の専門家からなる調査チームを設置することができる。

(報道機関への対応)

第 23 条 緊急事態に関して、報道機関からの取材の申入れがあった場合は、緊急事態の解決に支障を来たさない範囲において、取材に応じる。

2 報道機関への対応は、代表取締役の職務とする。

(是正措置)

第 24 条 緊急対策本部は、是正措置及び再発防止等を講じる必要がある場合、関係役員に対して、代表取締役名にて是正措置命令を発出する。

2 是正措置命令を受けた役員は、遅滞なく必要な対策、措置等を講じ、その実施状況を記載した報告書を代表取締役へ提出する。

(対策室の解散)

第 25 条 緊急事態が解決し、かつ再発防止策が効力を発揮したとき、緊急対策本部を解散する。

第 4 章 懲戒等

(懲戒)

第 26 条 次のいずれかに該当する者は、その情状により、懲戒処分に付す。

- (1) 具体的リスクの発生に意図的に関与した者
- (2) 具体的リスクが発生するおそれがあることを予知しながら、その予防策を意図的に講じなかった者
- (3) 具体的リスクの解決について、当社の指示・命令に従わなかった者
- (4) 具体的リスクの予防、発生、解決等についての情報を、当社の許可なく外部に漏らした者
- (5) その他、具体的リスクの予防、発生、解決等において当社に不都合な行為を行った者

(懲戒の内容)

第 27 条 前条の懲戒処分の内容は、役員（監事を除く。以下本条及び次条において同じ。）又は職員の情状により次のとおりとする。

(1) 役員については、戒告に処することがある。ただし、自主申告による報酬減額を妨げない。

(2) 職員については、就業規則に従い戒告、減給、諭旨退職、又は懲戒解雇とする。

(懲戒処分の決定)

第 28 条 前条の懲戒処分は、役員については理事会が決議し、職員については理事長がこれを行う。

第 5 章 雑則

(緊急事態通報先一覧表)

第 29 条 代表取締役は、緊急事態の発生に備えて、緊急事態通報先一覧表（以下「一覧表」という。）を作成し、これを関係者に周知徹底しなければならない。

2 一覧表は、少なくとも 6 カ月に 1 回点検の上、必要に応じて修正する等、常に最新のものとするように努めなければならない。

(一覧表の携帯等)

第 30 条 役職員は、一覧表又はこれに代わり得るものを常に携帯するとともに、常時その所在又は通報先を明らかにしておかななければならない。

2 前項に規定する者を除く関係者も、緊急事態発生時の通報先を常に把握しておかななければならない。

(改廃)

第 31 条 この規程の改廃は、取締役会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。